

旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会審査方針の概要

1 審査方針とは

民生委員法（以下「法」といいます。）第 5 条では、都道府県知事（中核市の市長を含む）が厚生労働大臣に対し、民生委員の推薦を行うに当たっては、都道府県（中核市を含む）に設置された社会福祉法第 7 条第 1 項に定める地方社会福祉審議会の意見聴取に努めるよう規定されています。

このため、旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会（以下「社福審」といいます。）では、旭川市長が民生委員を厚生労働大臣に推薦するに当たり、民生委員の適否を調査審議するための方針（以下「審査方針」といいます。）を策定しています。

2 審査方針（案）について

北海道民生委員児童委員連盟が実施した『民生委員児童委員の選任にかかる実態と意向に関する調査（以下「道民児連調査」といいます。）』に関する調査結果（速報）資料 2 - 2 参照等を考慮し検討した結果、現行どおりとしたところです。資料 2 - 3 参照

<審査方針（案）の概要【4 審査基準 関係】>

(1) 特別要件

① 年齢要件…現行どおり

【理由】

- 道民児連調査では、民生委員児童委員及び主任児童委員について、新任・再任とも過半数の市内地区民児協から現行の要件が適当であるとの回答があったため。
- 回答に伴う自由意見の記載では、年齢に応じた心身の状況や円滑な世代交代・子育て世帯に寄り添う活動等を考えると、若い世代の委員就任が求められるという声がある一方で、欠員・なり手不足の現状と円滑な世代交代を踏まえる必要があることから、年齢要件の引き下げ・引き上げともに慎重な意見が見られたため。

② 議会議員との兼職…現行どおり

【理由】

法第 16 条「民生委員は、その職務上の地位を政党又は政治目的のために利用してはならない。」の趣旨等に基づく。

(2) 一般要件…現行どおり

【理由】

担当地区における居住年数や民生委員児童委員活動への割愛可能時間等に関し、個々の要件について全て満たすことは必須ではなく、総合的に判断するための一要素として取扱っているため。